## ●第2次嘉麻市自殺対策計画(概要)

計画策定(見直し)の趣旨	第1次自殺対策計画(平成31年3月策定)が計画期間の終期を迎え、令和1年以降の関係各課・機関の取り組み状況の
	評価(振り返り)を行うとともに、市の自殺の現状に基づいた第2次計画を策定するもの。
計画の位置付け	自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく市町村自殺計画
計画の期間	令和 6 年度から 10 年度(5 年間)

## 【基本理念】誰も自殺に追い込まれることのない嘉麻市の実現

- ・「誰にでも起こりうる危機」→保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携のもと「生きることの包括的な支援」として実施
- 「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やす取り組みを行うことが重要
- ・各課及び関係機関が実施する関連事業「生きる支援関連施策」: 124 の事業・取組を掲載
- ・重点施策として「勤務・経営対策」「生活困窮者対策」「高齢者対策」「女性対策」「子ども・若者対策」を掲載

## ●第2次計画案に係るパブリックコメント 実施結果

【実施期間】令和5年12月11日から令和6年1月12日

【実施要領】 嘉麻市パブリックコメント実施規程に則り、各庁舎(情報コーナー)及び市ホームページにおいて第 2 次計画案を公表し、広く市民に 意見を求めました。

【結 果】提出された意見等は、ありませんでした。